

---

## 第1回朝来市議会政治倫理審査会

令和7年8月22日（金曜日）

---

日 時 令和7年8月22日（金）午後1時30分開会  
場 所 第1委員会室

- 1 開会
  - 2 委員長、副委員長の選任
  - 3 日程協議
  - 4 協議事項
    - (1) 令和7年8月12日付審査付託について
  - 5 その他
  - 6 閉会
- 

### 出席委員（7名）

横尾 正信	足立 義美
加藤 貴之	藤本 邦彦
森下 恒夫	渕本 稔
浅田 郁雄（議長）	

---

### 欠席委員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 宮元広司君 議会事務局次長 植谷進一君

---

### 説明のため出席した議員等

日下 茂 関 綾乃

---

### 午後1時30分開会

○仮委員長（森下恒夫君） 御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第1回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

本審査会は、令和7年8月12日に開催しました議会運営委員会において、令和7年8月12日付、日下茂議員から朝来市議会議員倫理条例第5条第1項の規定に基づき、提出された審査請求書について協議した結果、審査会を設置し請求案件を審査することが決定されました。

その後、議長指名により6名の審査委員が指名され、政治倫理審査会を本日設置しました。また、

委員の任期は、当該審査が終了するまでとなっていますのでよろしくお願ひいたします。

まず初めに、正・副委員長の互選を行いたいと思います。

正・副委員長の互選につきまして、委員長が決まりますまでは、朝来市議会委員会条例第10条第2項の規定を準用して、年長の委員が委員長の職務を行うこととさせていただきますので、私のほうで進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速、朝来市議会政治倫理審査会の委員長について、どのようにさせていただきましょうか。

足立義美委員。

○委員（足立 義美君） このたびの政倫審には、指名推選という形を取らせていただいたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（森下 恒夫君） ただいま推薦との声がありました。推薦ということで御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（森下 恒夫君） 異議なしと認めます。

それでは推薦により委員長の互選を行います。

どなたか推薦はありますか。

足立委員。

○委員（足立 義美君） 大変御苦労さんなんですけれども、横尾委員に委員長になっていただきたいと私は思います。

○委員（森下 恒夫君） 横尾正信さんを推薦との声があります。

横尾正信さんを委員長に選出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（森下 恒夫君） 異議なしという声がございました。

委員長に横尾正信さんを選出しました。

委員長となられました横尾さんに挨拶をお願いしたいと思います。

横尾さん、よろしくお願ひします。

○委員長（横尾 正信君） よろしくお願ひいたします。

○仮委員長（森下 恒夫君） それでは委員長が決まりましたので、私はこれにて移動をしたいと思います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時34分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは会議を再開いたします。

次に副委員長の互選を行います。どのようにさせていただきましょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾 正信君） 指名推選の声がありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ただいま推薦との声がありました。それでは推薦により副委員長の互選を行います。どなたか推薦はありませんか。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 足立義美委員を副委員長に推薦いたします。

○委員長（横尾 正信君） ただいま足立委員を副委員長に推薦するとの声がありました。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは足立委員を副委員長に選任いたします。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（足立 義美君） よろしくお願ひします。

○委員長（横尾 正信君） 暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

---

午後1時47分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは、会議を再開いたします。

まず審査会の日程についてお諮りをいたします。

日程については本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定をいたしました。

それでは次に、審査事項の協議を行います。

まず令和7年8月12日付審査付託について協議を行います。

初めに、審査付託書について浅田議長より報告をいただきます。

浅田議長、お願ひいたします。

○議長（浅田 郁雄君） 失礼します。

審査付託書。

朝来市議会政治倫理審査会、委員長、横尾正信様。朝来市議会議長、浅田郁雄。

朝来市議会議員倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

記1、審査の請求の対象となる議員の氏名。関綾乃。

2、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容。（朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号）

関綾乃議員が、令和7年7月27日に個人会報を発行され、全市に新聞折り込みで配付されました。会報記事中に、「私は懲罰委員会で除名処分をされた」とありますが、全くの虚偽事実であります。

この虚偽記載と流布は議会にとって重大な誤りであり、政治倫理に違反しており訂正・撤回を求めるべきであると考えます。

3、審査の請求の対象となる事由を証する書類。

添付のとおりでございます。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。それでは、当審査会に審査付託書が提出されましたので、審査付託事項について協議をしていきたいと思います。

この審査会をどのように進めていくか、スケジュール的なことも含めまして、方向性を決めていきたいと思います。

まず審査の流れでございますけれども、審査が今決定して、審査をいたしまして決定いたしましたら、審査報告書を作成し審査決定通知、決定に対する弁明等を受けて、議会への報告措置等を提案すると、そんな流れになるかと思います。

それで、まず取りあえず、審査内容の確認ということをまずしておきたいと思います。

今、いただきました審査付託書によりますと再確認いたしますが、このように審査の請求の対象となる事由については、以下のようになってございます。

関綾乃議員が、令和7年7月27日に個人会報を発行され、全市に新聞折り込みで配付されました。会報記事中に、「私は懲罰委員会で除名処分をされた」とありますが、全くの虚偽事実であります。この虚偽記載と流布は議会にとって重大な誤りであり、政治倫理に違反しており訂正・撤回を求めるべきであると考えます。

これが審査の請求の対象となる事由でございますので、この文章中の中で、会報記事中に「私は懲罰委員会で除名処分をされた」とありますが全くの虚偽事実であると、この点について政治倫理条例に違反しているので審査を要請すると、こういう内容でございますが、そのように確認させていただいてよろしいですか。

どうぞ。

○委員（渕本 稔君） 意見を述べてよろしいか。

○委員長（横尾 正信君） 確認事項ですよ。

○委員（渕本 稔君） よろしいか。

○委員長（横尾 正信君） どうぞ。

○委員（渕本 稔君） それじゃ私の意見を申し上げますが、本年の3月における懲罰委員会において、関議員に対する除名処分というのは多数決決定されたという事実経過がありますので、そして3月26日の本会議でその報告がされて、そこにおいても多数決で本会議決定されたという流れであります。したがって関議員の会報の中に書かれていることは。

○委員長（横尾 正信君） ちょっと待ってください。今、何が審査の対象かということなんで、それに関連しない発言のようにお見えしますので、中止してください。

○委員（渕本 稔君） 僕の発言できる機会はありますか。

○委員長（横尾 正信君） それは何ぼでもあるでしょう。審査請求された内容について今確認しております。この確認でよろしいですね。1点で、「私は懲罰委員会で除名処分をされた」とある記載について事実でないと、事実でなく、これは政治倫理条例に反していると認めると、こういう請求内容でございます。

こういうふうに日下茂議員から請求がされてございますので、この審査請求の内容について、審査請求者に発言を求めたいと思います。

より詳しい説明等を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは審査請求者である、日下茂議員に審査請求の内容に関する補足的な説明を受けたいと思いますが、そのように事務局のほうで取り計らっていただけますでしょうか。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 失礼いたします。ただいま審査請求議員を、こちらの委員会のほうにお越しいただいて、説明をいただくということが決められましたけれども、これにつきましては、朝来市議会議員倫理条例の第7条の第5項で、審査会は審査のため必要があると認めるときは、審査請求者、審査対象議員、識見を有する者等に対し、会議の出席を求め意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができるという規定がございますので、これに基づいてお願ひする文書を作成して、求めるという手続が必要ですので、その間しばらくちょっとお時間をいただきたいと思います。

○委員長（横尾 正信君） 分かりました。そうしますと、今傍聴席に日下茂議員もおられるんですが、補足説明等を求めたいと思いますので、その書類が必要だということですので、しばらく休憩いたします。

午後1時35分休憩

---

午後1時47分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは再開いたします。

議長を通じまして、審査請求者である日下議員の出席を招請いたしましたところ、早速出席をいただいておりますので、ありがとうございます。

それでは、審査請求者の日下議員に先ほどいただきました審査請求の内容につきまして、補足等の説明がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

日下議員。

○議員（日下 茂君） 浅田議長から出頭の要請がありましたので、出席して補足説明を行いたいと思います。書類の関係で着席のまま発言をさせていただきます。

それでは補足説明をいたします。

関議員は自分の個人会報において、「私は懲罰委員会で除名処分を受けた」と説明されておりま

す。個人会報の詳しく述べては、「関綾乃は令和7年3月26日付の懲罰委員会で除名処分を受けました」とあります。しかし、これは虚偽に当たりそのような事実はありません。そもそも懲罰委員会では、議員を除名処分することはできません。これが事実であれば、地方自治法に大きく違反する行為であり、朝来市議会の名誉に関わります。

議員の除名は、地方自治法134条によって本会議での議決が必要です。しかも、同法135条によつて議長を含む全出席議員の4分の3以上が賛成する特別多数議決が必要です。議会にとって大変ハーダルの高い案件でございます。

朝来市議会では、設置した懲罰委員会での慎重な審査を経て、3月26日付の本会議に除名処分が相当という報告がなされました。その後、本会議において、議長を含む全出席議員17名の4分の3の賛成、つまり13名以上の賛成が必要でございますが、13名以上の賛成を得て、特別議決により除名処分を決定したものでございます。その手続において法的な瑕疵はありません。

この議員の除名に至る事実経過は、議員であれば全員周知の事実であり、除名された当事者である議員にとっても間違いない明白な事実であります。事実議員は、神戸地裁に処分無効を訴えられた際に、その行政処分執行停止申立書で、次のように述べられています。令和7年3月26日開催の市議会において、出席議員17名のうち14名の賛成の議決により、同日付で申立人を除名処分とした。

上記のように、自ら申立書で事実を正確に述べているにもかかわらず、自身の個人会報では懲罰委員会で除名処分を受けたと、虚偽の事実が記載されています。虚偽を記載した理由が何であれ、これは議会にとって無視できない重大な事実誤認の記載でございます。

議員が個人会報で様々な情報提供されることは、議員の権利でもあり自由でございます。ただ、今回問題とするのは、その会報の記載文書の中に議会として無視できない、かつ議会の名誉に関わる重大な虚偽、地方自治法違反ということが記載されていることでございます。

上記に述べましたように、議員にとっても明白な事実を会報で虚偽の事実として記載し、広く市民の間に流布したことは議会の名を大きく傷つけており、市議会倫理条例第3条に大きく違反していると考えます。議会として、この倫理条例違反に対し適切な措置を要請いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。日下議員にどなたか質問等ありましたら、お受けいたしますが、よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 今、補足説明ということで、懲罰委員会で除名されたんではないんですよと、それは本会議でやつて、それは本人もしっかりと申立ての時点では理解してるやないかと、こういうことが底辺にあって、今回のこれは地方自治法に違反してる形でも何でもなくて、放置することができない。それは議会にとっては名誉を傷つけられていることやということで、審査の請求が今回上がってきたということだと思いますが、この審査の事由の中で、訂正・撤回を求めるべきであるということで、当然この政倫審の中で、そういうことも含めて検討していくわけですね

ども、申立人としては、この訂正・撤回を求めるべきということについては、当然考え方というか、方向性は持っておられると思うんで、ちょっと我々の審査の参考、あくまで参考資料ですけども、参考意見として聞いてみたいなと思うんですが、いかがでしょうか。これはこちらにも聞いてます。

○委員長（横尾 正信君） 日下議員。

○議員（日下 茂君） 議員であれば、基本的な事項として御承知だと思うんですけども、出された議案を委員会で可決することは絶対にできません。可決すべきものであるということまではいけます。そして本会議で全てを決定して、多数決で決定するわけですから、これは議会の基本としては当然のこととござります。

足立委員の訂正、これは私が述べるものではなく、ここの委員会でも協議していただいて、その方法はたくさんあると思いますが、どれが好ましいかということをぜひとも協議していただきたいんですが、このままだと議会は、いわゆる地方自治法に違反する行為で私を除名処分してるんだという話に伝わってきますので、これは訂正していただく必要性があるんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。それ以上補足はございませんね。

ありがとうございます。それでは請求者である日下議員への質問等を終わります。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

今、請求者に再度確認いたしまして、どの部分がどのように倫理条例に違反しているのかということを再確認をいたしました。

もう一度確認いたしますが、この政治倫理審査会審査付託書、議長からいただきました付託書の資料を御覧ください。

関綾乃ニュースとございますが、この「ご挨拶」のところでしょうね、「ご挨拶」の7行ございますが、上から4行目からちょっと読み上げますね。「関綾乃は令和7年3月26日付の懲罰委員会で、除名処分を受けました。これを不服として神戸地方裁判所に提訴しておりましたが、この度その主張が認められ、令和7年6月9日付で「除名処分の効力は令和7年10月31日まで停止する」との決定が出され、同日付で議会に復職しております。（執行停止の裁判について勝訴しました）」というように、「ご挨拶」の7行分の後半の4行がございまして、このうちの最初の1行、「関綾乃は令和7年3月26日付の懲罰委員会で除名処分を受けました」とするこの一文について、日下茂議員から、虚偽事実であり、政治倫理条例に違反するとの請求が出されているということでございます。

以上を確認しておきたいと思います。1点だけだということですね。

これ以降の進行でございますが、審査対象議員にもいろいろとまたお話を聞く必要もあるうかと思いますが、それをどうするのか。あるいはその他の必要な資料は必要かどうか。もし必要な資料があれば言ってください、等について決定していきたいと思います。

次に、審査対象議員をどうしましようか。弁明の場あるいは質問の場等必要であれば、私は必要だと思いますが、いかがいたしましょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 弁明してもらう場は必要だと思いますので、呼ぶべきだと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは本日、対象議員である関議員も傍聴席におられますので、この際先ほどの日下議員と同じように、議長名での招請を出していただいて、本日この場に招請したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） 分かりました。ではそのように取り計らいたいと思います。

事務局、手続を進めていただけますか。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 条文等につきましては先ほどと同様でございます。また弁明の機会でもあるということになりますので、ちょっと先ほど同様、ちょっと手続のためのお時間を少々いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（横尾 正信君） では暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

---

午後2時03分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは、会議を再開いたします。

審査対象議員であります関綾乃議員に、議長を通じまして招請をお願いいたしました。早速に出席していただいております。ありがとうございます。

関議員は傍聴されておりましたので、御自身の会報記載のうち、どれがどの一文が問題にされているのかということについては、十分御承知されたと思います。したがいまして日下議員より請求されました、挨拶文の中の1行分ですね、「私は懲罰委員会によって除名処分を受けた」ということに関連して、この審査はそこに特定して進めていきたいと、これは本件でございますので、そのように進めていきたいと考えております。

この件につきまして、審査対象議員の弁明も含めまして、この場でこちら委員の質問を含めて設定したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは、まず質問の前に取りあえず、審査請求者から提案されました請求対象事案について、簡単に弁明等されることがありましたら、発言を許可しますが、よろしいですか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 本会議前の貴重な時期に弁明の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます

います。

それでは、このように至ってしまった経緯について、少し御説明をさせていただければと思います。

懲罰委員会が私への処分を除名にするというのを決めた、除名処分が相当であるとする委員会の報告を聞いたのは3月26日、その日の朝に知りました。実際、委員会報告では除名が相当であるとされてまして、最初に私への処分を除名と決めたのは、委員会だと認識しております。その後、本会議の場で決定がなされ、議会だよりにおいてはその報告がなされております。正確には懲罰委員会を経て本会議と頭でも十分理解はしております。

ただ、私の法的な言葉に対する知識のなさから、今回の議会ニュースは弁護士にも協力してもらひながら作成するうちに、あれこれ削ったり加えたりすることをかなりちょっとしてしまったということもあり、私自身が100%確認をできていない部分もあり、不正確な文章になってしましました。こんな表現になってしまったのは、私の至らなさで申し訳ないと思っております。

しかし、決して何か意図を持って議会の決定を貶めようとしたとかでは、全然思っておりませんで、私の理解では、まずは懲罰委員会で除名相当とされてしまったなど、その思いも強く、それを最初からというところで流れを書いていましたら、ああなっていました。最後まで丁寧に書き上げなかつたという不備について意図はなく、ただ私が至らなかつたので、深くおわび申し上げたいと思います。

ちょっとこんな表現になってしまって、日下議員のほうからも御指摘がありましたけれども、チェックも不十分だったと深く反省しております。申し訳ございませんでした。

○委員長（横尾 正信君） 以上、審査対象議員の関議員から弁明等を含めて御意見を頂戴いたしました。

それでは、いろんな観点から質問等をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、委員長が主要な質問をしていきますので、主に4点、4項目にわたって質問していきます。その項目ごとに終わるたびに、それに関連した質問が各委員ございましたら、そのときにそれぞれ発言していただきたいと、このように進行したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず質問をいたしますが主に4点、まず個人会報の発行について御質問いたします。

それから2番目に、虚偽事実の記載について質問いたします。3点目に議会の迷惑、あるいは名誉毀損について質問いたします。それから4点目に最後ですが、虚偽記載の理由について質問いたします。

まず個人会報の発行についてお聞きしたいんですが、まず第1、会報7月号は何部配付されましたか。

○議員（関 綾乃君） 正確な数はちょっと覚えてないんですけども、七千五、六百だったと思ひます。

○委員長（横尾 正信君） 七千五、六百配付されました。どの地域に配付されたんですか。

○議員（関 綾乃君） 新聞折り込みでさせていただきました。朝来市内です。

○委員長（横尾 正信君） 市内ですね。

○議員（関 綾乃君） はい。

○委員長（横尾 正信君） 市外の人にも配付されましたか。

○議員（関 綾乃君） 市外、紙媒体ではしておりません。

○委員長（横尾 正信君） 紙媒体では市外には出でないと、1部も。

○議員（関 綾乃君） 申し訳ございません。郵送をしたりするという手続は私はしておりませんので。

○委員長（横尾 正信君） 手渡しはどうですか。

○議員（関 綾乃君） もらいに来た人が、もしかしたらあったかも知れませんが、ちょっと私はそこまで記憶にはございません。

○委員長（横尾 正信君） 2番目の質問ですが、会報7月号の発行された目的を教えてください。

○議員（関 綾乃君） 私は毎回議会が終わりましたら、自分の質問等をしたときには限って、議会のことをお知らせするということで、このように会報を出しております。今回は、裁判所の書類が八十何ページにも及ぶものでしたので、それを新聞折り込み等でお知らせするというわけにはいかなかつたので、今回は弁護士の力も借りて、それをコンパクトにして皆さんにお知らせをした次第です。

○委員長（横尾 正信君） 3点目ですが、その目的の中には、事実を広く正確に伝えるということも目的の中にありましたか。ありますか。

○議員（関 綾乃君） はい。

○委員長（横尾 正信君） その目的は達成されましたか。

○議員（関 綾乃君） 今回御指摘がありましたように、私の至らなさで不備がありましたことはおわびを申し上げます。

○委員長（横尾 正信君） 以上、個人会報の発行について基礎的な質問いたしました。この点に関連する質問があります方はどうぞ。なければ次に行きます。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 紙媒体はということをおっしゃったので、恐らくSNS等でのデータで使われてゐるのかなというふうにちょっと想像したんですけども、その点はどういう形で使われておられるか。データの媒体ではどういうふうな形で使われているか教えてください。

○議員（関 綾乃君） 今回のものにつきましては、フェイスブックでも、インスタグラムでも私は上げておりません。個人的につながりがある方に、その電子媒体の状態でといいますのも、藤本議員も御存じだと思いますが、近頃はやはり私たち世代では新聞を取っておられない方もおりますので、その方たちには電子媒体で送ってほしいという方が本当に多くおられます。その方たちには電子媒体で送らせていただいております。

だから、送り先について、私自身から不特定多数に閲覧できるという状態には、今回は私自身はしておりません。

○委員長（横尾 正信君） 藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 分かりました。じゃあ関議員が全くつながりのない不特定多数の方が閲覧できる状態ではないということで、よろしいですか。

○委員（藤本 邦彦君） 私自身がそのように発信をしたということはしておりません。ただ、もしかしたら、どなたかが紹介をするという形でされていることについては、ちょっと私はそこまで制限することはできませんので、ちょっと存じ上げないところで、もしかしたらなっているかもしれません。

○委員長（横尾 正信君） よろしいか。

○副委員長（足立 義美君） 1から4までの、みんなの関係で聞いたらいいですか。

○委員長（横尾 正信君） 1つずつ、まず1番、なければ次いきます。

○副委員長（足立 義美君） はい。

○委員長（横尾 正信君） 1点確認しておきます。先ほど関議員は、会報については弁護士の協力を得て、内容について作成したとおっしゃいました。それは事実ですか。

○議員（関 綾乃君） 今回については文言等、委員長もちょっと強調しておられましたけれども、例えば、司法裁判所に提訴をしておりましたであるとか、執行停止の裁判にとか、勝訴したとか、その辺の文言について、間違いがないのか適当な言葉は何か等について、確認をさせてもらひながら、またその下の部分になりますけれども、今回請求には上がっておりませんが、申立て事件以下ですね、その両面のところについても、割愛していいところ、置き換えていい文字等を広く弁護士に相談をさせてもらってました。

挨拶文のところについて、ちょっと誤解がないようにお伝えしておきたいんですが、弁護士から、今、日下議員からありましたような文言を外せとか、そういったことを言われて外したとかではなく、全く私の不備で外れてしまったことは申し添えておきます。

○委員長（横尾 正信君） 外したとは、何を外したんですか。

○議員（関 綾乃君） 本会議にて決定されたという文字が入らなかつたというところについては、弁護士に相談して意図的に外したとかということではありません、ということをお伝えしておきたいという意味で申させていただきました。

○委員長（横尾 正信君） その点で、弁護士が目を通しているとすれば、懲罰委員会で除名処分を受けましたという一文について、弁護士から指摘はなかつたんですか。

○議員（関 綾乃君） そのことを今お伝えしたんですけども、私の全くの不備で削除するうちにこうなってしまったので、本当に申し訳なかつたと思っているんですけども、見落としておりました。

○委員長（横尾 正信君） 副委員長。

○副委員長（足立 義美君） そこが大事なところで、弁護士に会報のことについて相談しました。

挨拶文も含めて、一応弁護士は目を通されてるわけですよね。その弁護士が目を通された後に、関さんのほうで字数の関係もあつたりして、結果的に削除しちゃつたのか。いやいや、この今の文章

で弁護士も目を通されとったのか。それはどちらでしょうか。

○議員（関 綾乃君）　紙面の状態で、ちょっと削除になってしまったのは私の至らなかつたところです。

○委員（加藤 貴之君）　これ何番目の質問ですか。今話してるのは。

○副委員長（足立 義美君）　2番。

○委員（加藤 貴之君）　2番なんですね。いいですか。

そしたら弁護士に見ていただいた前の原稿では、本会議の決定によりみたいな、その文言が入ってるものを弁護士は確認してたんですか。

○議員（関 綾乃君）　これ、その一言だけじゃなくて、もっとだあつといっぱいあったものがあったんですけども、ちょっとこの挨拶文のところに入れないと、どうしてもA4で収まらなかつたというところもあって、およそ、ここはちょっと短くして下の本文を入れるようにしたところ、ちょっと私が挨拶文のところで削り過ぎたというのがありました。

○委員長（横尾 正信君）　それでは2番目へいきますね。

虚偽事実の記載についてということで、4項目、3月26日に関議員が除名処分を受けた状況を、先ほど説明を受けましたが、もう一度説明していただけますか。

3月26日に関議員が除名処分を受けました。当時ですね、その状況、経過状況を先ほど簡単に説明しましたけど、もう一度説明してください。

○議員（関 綾乃君）　タブレットで上がっているのを私自身は確認をしました。委員会がこのような報告をするというのを確認しました。本会議の場において、委員長から懲罰委員会では、除名処分が相当であるというのを報告がありました。その後、本会議の場において皆さんとの意見交換がなされ、採決が採られまして処分になりました。

○委員長（横尾 正信君）　関連してお聞きしますね。そうしますと3月26日に懲罰委員会によって除名処分を受けたと記載されています。これをそのまま正確に理解いたしますと、懲罰委員会で関議員を除名できますか。できませんか。

○議員（関 綾乃君）　この文章のままでは、できないのは認識しております。

○委員長（横尾 正信君）　できないということですね。

○議員（関 綾乃君）　はい。

○委員長（横尾 正信君）　なぜできないんですか。

○議員（関 綾乃君）　今言いましたように、委員会ではそこまで処分を決定する権限がないからです。

○委員長（横尾 正信君）　ないということを認識されてるわけですよね。

○議員（関 綾乃君）　はい。

○委員長（横尾 正信君）　単なる誤りじゃなくて、懲罰委員会で関議員を除名する、万が一した場合、これは地方自治法の違反行為になりますが、そのことはいかがでしょうか。違反行為ですか。

○議員（関 綾乃君）　委員会がするというのは違反行為につながってしまうので、本会議でなさ

れたというのが正しいことだと思っております。

○委員長（横尾 正信君） この虚偽事実の記載された一文については、虚偽であるということについては関議員も認めているという発言でございました。  
この点について、関連質問がありましたらどうぞ。  
加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） この会報を発行された後で、これが誤りでこの一文が間違っているというふうに気づかれましたか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） 指摘を受けるまで気づきませんでした。

○委員長（横尾 正信君） 副委員長。

○副委員長（足立 義美君） その指摘を受けたのはいつ頃、どなたから受けたんでしょうか。

○議員（関 綾乃君） 指摘を受けたのは今週なんですけれども、8月、すみません、ちょっと日いちまでは。

○委員長（横尾 正信君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 虚偽というよりは、もともと大量の字数の文書があって、それを何とかこのA4枠を収めようとして切ったり貼ったりしているうちに、全容を書かずじまいになってしまったということじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） そうです。私の中では、懲罰委員会が除名相当であると決めたというのは、やはり最初に除名になるんだなという認識を持った最初のことなので、これは私は決定されたというのは虚偽ではないと思ってます。ただ処分を下されたのは、本会議の場において、皆さんの多数決で決められましたので、その部分が欠落しておりました。文章にしたときは、本当にその人数とかも全部含めてすごいたくさんの数で、この挨拶文だけでは全然収まらない量でしたので、最初と最後だけをちょっとくつついてしまうような形になってしまったことは、おわびを申し上げます。

○委員長（横尾 正信君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） そうすると推測ですが、最初に懲罰委員会が、文書をもって本会議で除名処分が相当であるという報告をされたということは、関議員にとっては相当ショックであり、強い印象があったということでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） はい、そのとおりです。26日に来てすぐにタブレットのほうを確認しましたので、8時半過ぎて、たしか懲罰委員会も開催されていたと思います。その時間帯。私としましては、ちょっとどのような流れになるのかというのも含めて、タブレットはそのとき開いて、そのような報告がなされるんだなということで、強い気持ちをちょっと、衝撃的な気持ちを受けたのは事実でした。

○委員長（横尾 正信君） すみません、今の発言はその強い衝撃を受けたので、除名は懲罰委員会

で受けたんだというふうに認識してしまったということが言いたいんですか。違うんですか。

○議員（関 綾乃君） そうであればおわびを申し上げます。ただ私の中で、やはり一番に聞かされるというのは強いものだったのは否めません。もしかしたら違うものであれば、違うこと、例えば、もうちょっと違う決定がなされて、本会議のところで除名であったとするならば、その印象も変わっていたかもしれないんですけども、委員会で除名相当とされたというのは、私の中では衝撃でした。

○委員長（横尾 正信君） 森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 先ほどの委員長の質問に対して、会報に載せる字数の都合で割愛して、言わば舌足らずになったという弁明でございましたが、その一方で、委員長の質問に対して、あなたは会報等で発信する際に、正確に発信するということを基本にしてらっしゃるということをおっしゃいました。であるならば、少し安易に削ったということは大変大きな私は問題だなと思います。この本会議でなされた特別採決というのは、めったにお目にかかるものじゃない。私も12年間議員をやっておりますけれども、12年間で初めてです。そのぐらいの採決で、冒頭説明があったかと思いますけれども、4分の3の賛同者がないと、これ可決できないというようなことで、私も懲罰委員長でしたので、その採決の結果というのには当然のことながら注目をしておったわけですが、13名の方が、議長を含めて13名の方が賛同されて、可決したというようなことでございましたので、この点はやはり会報にはあまり知らせたくないことでも、正確に伝えるべきだったなど私は思っております。

あとは、市民の皆さんのお判断に任せなしようがない面が、我々議員としてはございますので、当然のことありますが、やはり正直に正確に伝えるということを、やはり基本に置いて会報等の発行には細心の注意を払って、特に今選挙前でございまして、選挙違反に抵触するような文言がないか、真剣にやはり遂行した上で発行するのが本来だと思います。

弁護士先生にも目を通してもらったということをおっしゃっていますが、どの状態で弁護士さんが見られたのか分かりませんけれども、弁護士先生が目を通されて、これならよし、印刷してもいいよとおっしゃったとしたなら、やはり先生に対する信義を尽くすという面においても、訂正する場合はこうしますよというような、事前のやはり了解を取って発行するべきだと、文書というのはそのぐらいやはり重要なことなんで、ちょっと字が字数オーバーしてしまったので、切りましたっておっしゃるけれども、そんな簡単なもんじやないです。

我々が外部に何か意見を表明するとか、選挙で公約を伝えるとかいったときに、やっぱり正確に伝えるということを、議員なら当然の責務として果たすべきものであろうと、私はそう思っておりますけれども、その点いかがですか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） そのとおりだと思います。私が至りませんでした。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） ちょっと再度の確認みたいなことになってしまふんですけども、当初は本会議の中で、そういう特別採決という形で、ちょっとすみません。確認、13ですか14ですか。

○委員長（横尾 正信君） 13です。

○委員（藤本 邦彦君） 13ですか。ちょっと日下さん14って。（発言する者あり）

○委員長（横尾 正信君） 13です。

○委員（藤本 邦彦君） 13名の賛成ということで、という文言は当初は入れていたけども、そこを削って、最終的に懲罰委員会という言葉のみを残したという、そういう経緯でということですか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） 本会議（賛成反対の人数）も合わせて、ずっと詳細について記してはおりました。

○委員長（横尾 正信君） 藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） やはり本会議でということが、さっきショックかどうかという話もございましたけど、普通考えるとやっぱり本会議で、この13名で特別採決で決定されたということのほうが、よほどショックだとは思いますし、大きいし議会としてもそこがやっぱり大きいので、それは当然普通に皆さんのが共通認識になるのかなと思うので、どうも選ぶ中で意図的にこの懲罰という言葉を、懲罰委員会という部分を残すことにしてしまったような、ちょっとそんな印象を受けてしまうんですけども、その点どうなんでしょう。本会議という言葉を削ってしまったというのは、少しちょっと納得がいかない、聞いてまして。どのように思われますか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） 申し訳ないんですけど、本当に全くもってそのような悪意を込めて、そこを削ろうという意識は本当にありませんでした。

私の中では何とか、結局字を少なくしたので、今でこそ、これだけちょっとスペースはある形なんですが、当初は印刷会社に無理を言ってこの大きさにフォントもなってますけれども、もうかつからつでどこを削ろうかというのを考えて、今の藤本議員がおっしゃられたように、そこがショックで残すべきところではなかったかもしれないんですが、最初のところを頭のところから、私としては出だしを書いていたものですから、最初と最後だけがちょっとくっついてしまった形になって、もうそこはもう本当に私の不備で、確認もできず至らなかつたところだと思っております。

○委員長（横尾 正信君） よろしいか。ほかに。

ちょっと確認しますが、この一文は、会報に書かれた、この懲罰委員会によって除名されたという一文は、先ほどの委員の発言の中では、切ったり貼ったりしている中で訳分からなくなつて、何かそうなつちやつたみたいだから、虚偽と言えないんじやないかというようなニュアンスの発言がありました。

私は委員長としては虚偽というのは、本人の意図するしないにかかわらず、客観的な問題なので、この一文は虚偽であると、虚偽事実であるということについては認識されますか。されませんか。言い訳されますか。

○議員（関 綾乃君） すみません。もう一度お願ひできますか。

○委員長（横尾 正信君） いろんな作業で、縮めたり削ったりした中でこうなってしまったと、意図したわけではないとおっしゃいました。しかしながら、起きた事実は、その一文は明確な虚偽でうそである、間違いである、事実誤認であることには間違いないということでおろしいか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 懲罰委員会が除名の処分に相当すると言われたのは、私はこれは委員長が報告されたので事実だったと思っています。ただ、処分を下したところが本会議だったというのが抜けているので、正しい文ではなかったので申し訳なかったと思っております。

○委員長（横尾 正信君） つまり懲罰委員会で除名を受けたという一文については、事実では、先ほどからあなた自身もおっしゃってますから、事実はないということを確認してよろしいか。

○議員（関 綾乃君） 正確ではなかったと思っております。

○委員長（横尾 正信君） 事実ではないということについては、どうですか。

○議員（関 綾乃君） 除名処分相当と懲罰委員会がなされたというのは、事実だったと思っております。

○委員長（横尾 正信君） そんなことは書いてないでしょう。懲罰委員会で除名処分を受けたという一文については、事実ですか。事実ではありませんか。

○議員（関 綾乃君） 処分をされたのが懲罰委員会ではないという事実は認めます。

○委員長（横尾 正信君） ちょっと待ってください。副委員長。

○副委員長（足立 義美君） ここ、ごつつい大事なところなんやね。もともと途中の、私もメモしているけども、そのときは虚偽を認めますという話で、要は勘違いやったか、短くしたか、何か知らないけども、結果としてはこれは間違ってましたと、途中段階ではそう言われとった、関さんも。私のメモでは。それで再度ここは大事なところやから、委員長が再確認しようということで、先ほどから言われている。それを前段をつけていろいろと言いよったら、変なことになっちゃうよね。要は、この文書の申立ての中身については虚偽でした。結果として虚偽でした。それは変えたらあかんと思う。それをもしいろいろと言つたら、またこの政治倫理審査会の審査の方向も変わってくる。そこを十分考えて答弁してほしい。弁明をしてほしい。もう一遍、委員長の先ほどの質問に、明快にこうですよという話をしたってください。

○委員長（横尾 正信君） そういうことでね。虚偽だという、虚偽事実だということに関しては、主觀、客觀は関係ないですね。基本的に虚偽が事実であるかどうかだけですから、この一文、懲罰委員会によって除名処分を受けたということは、虚偽の事実ですか。

虚偽の事実ですか。よろしいね。

○議員（関 綾乃君） はい。

○委員長（横尾 正信君） 発言してください。

○議員（関 綾乃君） 間違っておりました。

○委員長（横尾 正信君） 虚偽の事実であると、発言されたというふうに認識をいたします。

分かりました。すみません、参考人、委員ともに挙手をして発言をしていただくようにお願いいたします。挙手されてから指名をいたします。

これは、後ほどまた議論することになると思います。

次に行きます。3点目でございます。

議会の迷惑、議会が受けた迷惑、名誉毀損等について質問をいたします。

1、まず記載内容が事実であれば、万が一ですよ、もし事実であれば議会は違法行為をしたことになります。こうした重大な虚偽事実を市民及び市外に広く拡散したことは、議会にとって大きな迷惑、名誉毀損であるということを認めますか。

認めますか。挙手して発言してください。

関議員。

○議員（関 綾乃君） はい、認めます。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

次2番目、この行為によって議会に与えた迷惑について謝罪する意思はありますか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 深くおわびを申し上げたいと思います。

○委員長（横尾 正信君） 謝罪する意思があるという認識でよろしいか。

○議員（関 綾乃君） はい。

○委員長（横尾 正信君） 3点目です。虚偽記載の部分について、撤回し訂正する意思はありますか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 訂正する検討はしたいと思います。

○委員長（横尾 正信君） 訂正する意思はあるということで理解してよろしいですか。

○議員（関 綾乃君） はい。

○委員長（横尾 正信君） この3点目について、議会が受けた迷惑、あるいは名誉毀損等について、関連する質問等がありましたらお願ひをいたします。

ありませんか。

森下委員。

○委員（森下 恒夫君） ちょっと紙面上、字数が余ってきたんでカットせないかんということで、焦ってやられたというような弁明であったかなと思いますけれども、ところがそこに、今回はその点は問題にされておりませんけれども、裁判に勝訴したという文言が入つとるわけですね。これもちょっと私は問題だと思ってますけども、今回は問題にされてないんで、よろしいんですけど。

○委員長（横尾 正信君） 森下委員、その点は今回の対象事項ではありませんので、その発言は停止をお願いいたします。

○委員（森下 恒夫君） その部分は、弁護士さんは当然見られるとるわけですか。

[「停止してもらってください」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） 停止してください。発言停止。

○委員（森下 恒夫君） 関連して聞いてるんや。（発言する者あり）

○委員長（横尾 正信君） すみませんが、請求者の請求事由に限定してきちんと意見交換、質問等したいと思いますので、テーマを広げないでいただきたいと思います。弁護士の関与もなるべく先ほどの点についてのみ、質問等お願ひいたします。

ほかに。森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 弁明いたします。私が質問しようとしたのは、カットした部分があるとおっしゃってるんで、後段で黙れとおっしゃった、その中身についての部分はカットされてないということは、何かちょっと引っかかるわけですよね。本当に文字数が切羽詰まつたんか、切羽詰まつたら、その部分をカットすればいいのに、それは残しとるというようなことでの、関連があるから質問しようとしたんですけども、理解していただきましたか。委員長。

○委員長（横尾 正信君） はい、分かりました。その点は次の質問で、次の質問事項の中で述べてください。

取りあえず、次のテーマにきますね。4番目、虚偽記載の理由について、若干お聞きいたします。重複いたしますが、再度虚偽を記載した理由あるいは目的は何ですか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 最初に述べましたように、挨拶文の部分があまりにも文字数が大きくなりましたので、削っていくうちに割愛してしまったためです。

○委員長（横尾 正信君） 弁護士にも目を通していただいたという発言がございましたが、その後、原稿を最終校正はしたのですか。そのときになぜ、あなたあるいは弁護士が気がつかなかつたんでしょうか。重複質問ですがよろしく。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 全体を見てもらってるときは、弁護士には見てもらってたんですけども、削るのは私と発行責任者のほうで、ちょっと挨拶文については削ってしまったので、私が100%確認ができていなかつたことが、今回のことになつてしまつたと申し訳なく思っております。

○委員長（横尾 正信君） 3点目、この虚偽事実の記載は意図的なものではないですか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） 全くもって意図はございません。

○委員長（横尾 正信君） この虚偽を記載した理由、意図的であったのか、知らぬ間のうっかりミスなのかということでございますが、この4点目、虚偽記載した理由について、御意見、質問等があればお願ひいたします。

森下委員いいですよ、どうぞここで発言していただければ。

○委員（森下 恒夫君） そんな委員長のあれで言われたって。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） そうですね。「ご挨拶」の分をちょっと見させてもらいましたけども、特

に終盤部分はちょっと我々も読んでて気持ちのいいものではないんですけども、それはともかくとして、ほかにも削れるところはあったんじゃないかというような、森下さんの先ほどの御指摘でしたけども、その意見についてはどう思われますか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） その意見は今聞きましたので、作成をしているときに、そういう意見はありませんでした。今回の議会ニュースについては、なぜ復職するに至ったか。何で戻れるようになつたんかというのを教えてほしいという声がありましたので、今回何とか裁判所の資料を短くして、お知らせできるようなものをつくってほしいという声もありましたから、つくらせていただきました。

それで、森下委員からもありましたように、下のところが確かに13名の議員の方からすると、愉快な内容ではなかつたかもしれないんですけども、ちょっとこういう除名取消し裁判と同時に、行政処分執行停止の裁判もしており、こういう結果になつたんですという部分については、大きな私が復帰するきっかけになつたことですので、そこは弁護士からも何回も確認して、このように書くようにと言われておりましたですから、ちょっと残すことになつたんです。

繰り返しになりますけれども、上の部分について本会議で決定したという部分ですね、そこを削ってしまったのは、弁護士からの指示でも何でもなく、ただ本当に私が至らずに削つてしまつたというところで、御理解いただけたらありがとうございます。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 懲罰委員会で除名相当という決定がなされたのは、何月何日だというふうにこの会報を書いたときに認識しましたか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） 朝見たのは3月26日にタブレットで見ましたので、委員会の報告が何日かというのは、今は知っていますけれども、このときは3月26日に出されるものだなというふうに報告は認識しております。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 先ほどちょっとあつたんですけど、3月26日の当日にも懲罰委員会が開かれたというふうに思つてらっしゃいましたか。

○委員長（横尾 正信君） 関議員。

○議員（関 綾乃君） 来庁したときに委員会室に貼つてあつたというか、会議されてたと思うんですけども。

○委員長（横尾 正信君） ほかにありませんか。

大体4点にわたつて、委員長質問、関連質問をいただきました。再度全体にわたつて質問もれ等がありましたら、どうぞお願ひいたします。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） これまでの委員長の4点についてのいきさつ、そういうのをずっと聞

いてみしたら、結果的に本人さんは虚偽を認め、申し訳なかったとこう言っておられます。これはやっぱりいろいろと疑問点は先ほど来、出てますけれども、虚偽という事実を認め、申し訳なかったということなんで、結果的には今後どうするのか。これを見て、どう本人さんが動こうとされているのか。

その辺りも含めて、申立人の審査の申立ての中に、政治倫理に違反しており、訂正・撤回を求めるべきであると考えますと、こういう記載があって、当然私も最初申立人も、どうあなたは希望されてるんですかと聞いたんですけど、いやいやこれは政治倫理審査会のほうで考えていただいたら結構ですと、こういう話だったんで、分かりましたという流れになつたって、今もう虚偽の事実は認めたということで、申し訳なかったことがあるんで、次の段階の本人さんの考え方を聞いた上で、また我々の審査の方向性というのか、その辺りも考えていいたらと、そう考えますがいかがでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） それでよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは、取りあえず、そこを若干お聞きしましょうか。

関議員にお聞きいたします。虚偽であることを認め、謝罪する意思もあるとおっしゃいました。それを具体的にどのように、本人としてはそれを実行しようとしたらいののかと、何かお考えはございますか。

関議員。

○議員（関 綾乃君） おわびの訂正の準備は検討しております。文言ですね、文言を含めて、ちょっとどのように訂正しておわびするかというのは、弁護士、それから文責者とともに、相談をして記載をしたいと思いますが、また次回発行する議会ニュースがあれば、そこで取り上げたいなと思います。そこで検討したいと思います。

○委員長（横尾 正信君） いきなり言われて、すぐに具体的な答弁はしにくいかと思いますが、今の段階でそういうお考えであるということをお聞きいたしました。ありがとうございます。

ほかになければ、終わりますがよろしいか。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 終わると言われるから、もう少し言っておきたいんですけども、要は虚偽を認めました、申し訳なかった。そして、今度は本人さんがどういう対応をされるか。これ大事なことだよね。本人さんがどういう動きをするか。そういうことを受けて、我々の政倫審の次の段階、例えば議長による叱責なのか、本会議場での謝罪なのか、何なのかとかね、そういうようなことも本人さんの今後の動きを、どういう形で我々が受け止めるか。いつまでにどういう形で考えておられるか。

先ほど委員長は、急に言われてもこれは無理やわなというのを思いもあつたんですけど、今いろいろと申立てからの話、それからこの政倫審第1回目の話を受けて、当事者となっている関議員、私としてはこのような格好に考えていますというのを聞かなかつたら、やっぱり駄目なんじゃない

か。結果的に弁護士に相談します、議会ニュースはいつ発行するか分からんけれども、そのときにというような。

例えこういうことを聞きましたから、早速準備をして発行しますと言わされたら、私たちの思いもそこまで真剣に受け止めて、今後の対応を考えておられるのかということになってくるけども、発行するか発行しないか分からへんで、そうですかとはなかなか言いにくい。訂正する意思はある。そこまでは確認しました。もうちょっと踏み込んだ話を聞いた上で、我々の政倫審のまとめにつなげていきたいなという思いがしてますので、ちょっと立ち止まりました。

○委員長（横尾 正信君）　はい。分かりました。今、関議員が前向きに虚偽であるという事実を認め、謝罪等を含めて、何らかの方法を考えていきたいというような回答がございましたが、いずれにしても、それはこの政倫審の措置については、この委員会でそれも踏まえて決定していくことになります。今はその措置を考えていくに当たっての、当事者である関議員の弁明をお聞きし、各委員の質問をし、それに対する答えを聞いたということでございます。

取りあえず、これで関議員の弁明及び質問への答弁等は終わりたいと思いますが、よろしいですか。よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君）　要は、もう間違いでしたって認めてもらいました。そこまで認めてもらいました。それから申し訳なかったという、ここでの謝罪は一応していただきましたね。申し訳なかったと、でも今後、ほんならこういうことを受けて、本人さんがどういう行動をされようとしているのかというのは、まだちょっと見えてきてない。議会ニュースで次回出そうとしてますと、それが選挙というのが目の前に控えてるし、それが先なのか、後なのか。それもやっぱり影響してくれるんじゃないかなという気もしますし、訂正の準備は取りあえず考えています。でも今日の話を受けてこう動こうと考えますと、実際のところとイコールにはならないと思うんやけども、そういう気持ちというのは確かめておきたいなというのが、私の思いです。

○委員長（横尾 正信君）　関議員。

○議員（関 綾乃君）　副委員長の今のお言葉を受けてですけれども、10月31日までが任期です。私たちの、それまでには議会ニュースを発行して、自分の議会ニュースを発行し、その中では今回の至らなかつた部分について、訂正をしっかりと取り上げていきたいと思っています。

○委員長（横尾 正信君）　よろしいか。

○副委員長（足立 義美君）　はい。

○委員長（横尾 正信君）　それでは、ありがとうございます。これで関議員への質問等を終わらせいただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

---

午後2時25分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは会議を再開いたします。

先ほど休憩前の会議中に傍聴人のほうで、不適切な動きがありました傍聴者がおられましたので、退席をしていただいております。御承知おきください。

それでは意見交換等を行ってまいりますが、先ほど請求者及び請求対象者、それぞれの御意見を聞き、または質問等に答えていただきました。若干、意見交換等した後で、今後の進め方等について決めていきたいと思います。

若干まとめておきましょうか。4点についてお聞きいたしました。

最初、個人会報の発行について、基礎的なところをお聞きいたしました。七千五、六百部を市内に限定して新聞折り込みで配付しているということで、若干はメール等で市外にも配付しているということでございます。この会報は弁護士にも目を通してくださいた上で、それなりに慎重に発行はしたということでございました。事実を広く正確に伝えるという目的からすれば、若干自分のミスによって問題点はあったということでございます。

虚偽事実の記載については、基本的には会報の挨拶文の中の一文、「関綾乃は懲罰委員会によって除名処分にされた」という一文については、基本的には事実ではなくて、虚偽の事実であるという事実については認めるということでございました。懲罰委員会では、議員を除名することはできないと、そういう法律についても知っておると、認識はしておるというような答弁がございました。

したがって、3番目の議会の迷惑、名誉毀損等については、記載内容が事実ではない。虚偽の事実であるので、それを会報を用いて市内外に流布、拡散したことについては、議会に対して大きな迷惑をかけた。これは間違いないと、また名誉毀損したことも認めるということでございました。その議会に与えて迷惑等については、謝罪する意思はあると、明確におっしゃいました。

それから虚偽記載の部分については、訂正する意思はあるということでございまして、この点については、さらに後で、訂正の方法等については、10月31日の任期までに会報を発行する予定があるので、そこで何とか訂正をしていきたいという意思を示されました。

それから、4番目の虚偽記載の理由については、虚偽はミスにはよるもので、意図的なものではないという回答がありました。

ざつとこんなところでしょうか。御感想あるいは御意見等がありましたらお願いいいたします。

大きな問題点、対立点等はあまりなかったように思います。最大の問題は、この虚偽の事実を意図的に行ったのか、意図的ではなかったのかというところの見解の相違というものが大きな論点、当然でございますが、大きな論点であろうと思います。

この点について、いかがですか。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 質問の中でも、本会議で13名の議員が賛成して特別採決という形で処分が行われたということと、やっぱり懲罰委員会で処分を受けたという、この二つを比べたときに、これを読んだ人、見た市民がどう思うかというところが非常に、なぜこんなに細かい文言で、こんなにこういう政倫審まで聞いてやってるかといったら、非常にやっぱり重大な差がある。この二つの

間に。もちろん議会の違法行為をそのまま書いてるという、いやそれは勘違いで間違いなんでということで済まなくて、やっぱり何ていうのかな、やっぱり懲罰委員会の少数の委員に、一部の委員にこういう処分を受けたという印象を、やっぱりそういう印象操作の何ていうか、客観的に見てね、そういう印象を拭えないということなんですよね。だからそこが問題なんです。

やっぱり議員が情報発信するときに、すごいやっぱりそこは神経を使っていかないといけない部分なんですね。うつかりとかじやなくて、そこを市民に伝えるわけなんで、ちょっとそこは軽い問題ではないというふうに、私は今回のこととはちょっと今日聞き取りしまして、そういう印象を持ちました。

○委員長（横尾 正信君） 足立副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 今、藤本委員が言われたことは、この政倫審を設置した理由としては、そのとおりで、そんな簡単に懲罰委員会で決まりましたでは、あまりにもということなんですが、今日本人さんの弁明を聞いた中で、意図的ではなかった。虚偽の事実はこれは認めますと、意図的ではなかった。そこまではやっぱり我々の政倫審でも受け止めるべきやと、私はそう考えます。

したがって、そういう結論を一応方向性は出さないかんと思うし、出した中でそうしたら、我々のこの政倫審としてどういう結論につなげていくか。特にこの9月議会のもう真っただ中になるわけですから、いかに早く結論を出し、ちゃんとした報告という形にして、この話を市民の人にも理解していただく。そういう努力も必要じゃないかなと。何で政倫審を置いたんですかと言われたときに、しっかり答えられるだけの整理はせないかんので、そちらに力を入れていきたいと、そう思います。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） おっしゃることは非常に分かりました。やっぱり議員が発するということの重大性なんですよ、これは。うん。それは、私自身が委員会の中のある議員のそういう虚偽発言によって、非常に大変な思いをしてきましたので、やっぱり議員さんが委員会の中で、あるいは本会議の中で、そしてこういう市民向けのお知らせの中で、やっぱり事実なのか虚偽なのかというふうなところは、客観的にどう受け取られるのかという、そこは非常に慎重に気を遣ってやっていただきたい。

ただやはり、これを政治的に意図的にされる政治家もたくさんいるという現実があるわけですね。だからこそです。これは意図的じゃないかというふうな誤解を受けるようなことは、やっぱりしてはいけないという意味での、事の重さということは、はっきり盛り込むべきじゃないかというふうに思ってます。この政倫審の中の結論として。

これは関議員だけに対するものではなくて、議員それぞれに対するやっぱり意見というか、政倫審としてのこの朝来市議会の回答として、こういう会報だけじゃない、フェイスブックなんかでもやっぱりアピールする機会があると思うし、ユーチューブなんかでされている議員さんもいますけども、やはり自分の都合のいい虚偽を混ぜて、市民にアピールすることは、朝来市委員会と

してしっかりと、やっぱり問題にしていかないと本来はいけないということだと私は思いますので、この機会にここはそういった点を指摘するべきかなというふうに思っております。

○委員長（横尾 正信君） ほかに御意見。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今、意図的か、意図的じゃないかというふうに聞かれているので、意図的じゃないと思います。本人も意図的じゃないとおっしゃってますし、誤りであるということにいつ気がつきましたかという質問に対して、今回の審査会の指摘があるまで気づかなかつたというふうにおっしゃっていますので、特にそれが虚偽だというふうに言う理由は全くありませんので、彼女の意見というのは信じるべきだというふうに思っています。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 私が今日の審査会で最終的にといいますか、結論として虚偽であったということはお認めになった上で、何らかの方法で訂正するということも明言されたということで、この点は大変よかったです。

ただ願わくば、私が懲罰委員会の委員長として皆さんのお見を集約した上で、除名という処分をした人間として、やっぱりなぜ委員会までかかって除名されたのか。あるいはまたその前には辞職勧告も出ている。そういうことをこの機会にしっかりと見て、今後の政治活動に生かしてほしいなと、そんな思いです。

今回のチラシというのは、そういう意味ではなかなか反省の欠片も見えない。大変朝来市議会に対して挑戦的な内容になっておるということで、今回政倫審が開かれたわけですが、このことの意味をきっとやっぱり受け止めて、やはり議員たるもの謙虚に行動すべきだということをしっかりと見ていただきたい。自分本位で書いたり、物申したり、行動したりするということは、大変問題であると思います。十分よくよく考えてやっていただきたいなと。

[「僕に」と呼ぶ者あり]

○委員（森下 恒夫君） たまたま正面だからしようがないやないか。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私も個人で議会のニュースを発行している立場で、関議員の先ほどの弁明は、よく分かる部分がありまして、例えば限られた紙面で、時間も限られているわけなんですね。私やつたらいつも、生野町内新聞折り込みで発行するんですが、日曜日の朝に市民の皆さんに届けたいということからすれば、前日の土曜日の午前中までに必ず印刷も終えて、新聞店に運んでおかなければならない。そういう時間的制約がありますから、その中でそれこそ切ったり貼ったり書き直したり、何回も何回もやってるうちに、私自身もよくミスがあって発行してしまった後で、これ誤字だとか、表現がちょっとまずいとか、時々あります。そういう意味からいうと、関議員が挨拶文のところで切ったり貼ったりしているうちに、全体像は書けなかつたというのは、私は理解

できるところであります。

それから、この政倫審が始まるまでに、私は近所の知り合いの人に何人かにこの件を聞いたんですが、市民の受け止め方は、懲罰委員会と本会議の特別決議の差というのはほとんど知らないです。むしろ市民の方の印象は、懲罰委員会という名前のほうが何か怖い、恐ろしい、特別な委員会だというような印象を持たれていて、そこで除名処分相当と決定されたことは、相當重たいという受け止め方を私が聞いた四、五人の方、みんなそう言わされました。

というのは、先ほど言いましたとおりに、議会の仕組みがほとんど分かっていないので、特別決議の重みというのはもう分からぬわけですね。懲罰委員会という名前がすごいという印象があります。したがって、一般の市民の受け止め方というのはそういうものなので、意図的に本会議の特別決議を欠落させる意図は意味がないんですね。むしろ逆に、懲罰委員会で処分されたというほうが、受け取った市民のほうは重い大きなものとして受け止めている事実があるので、私はこれは関議員が意図的にやったものではないという弁明を信じたいと思います。

そして、またそれらを自分の過失を認められて、今後しかるべき時期に訂正をしたいという方向も話されましたので、私は今回しっかりと本人から弁明を聞いてよかったですと、そういう印象であります。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 意図的か、意図的じゃないかというのは、ちょっとやっぱりそれはどこまでいっても分からぬことなんで、私は絶対そう思います、そう決めましたという議論をここでしても仕方がないかなというふうに思っています。

ちなみに私が受けた虚偽の発言も、本人にとっては真実と信じて言ってたわけですから、それはもうこの件とは関係ないということで、問題なのはやっぱり先ほど渕本委員がおっしゃいましたけども、それもそういう普遍的にそうであるということではないですね。ただ事実としては、本会議で決定されたという、そういう怖い懲罰委員会になる、何か怖いところで決められたことではなく、本会議という朝来市議会のその中の圧倒的多数の議員さんが決められた、賛成されたということですので、やっぱりその事実の誤認といいますか、その虚偽の表記ということは重い。

それは意図的であろうが、意図的じゃなかろうが、そこは非常に重いし、意図的に取られてしまっても仕方がない。それぐらいの僕は差があるというふうに思っております。そういう意味で発言しております。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 今の藤本議員の発言は、僕は非常によく分かります。正しいと思うんですよ。やっぱり意図的であるとか、ないとかあるけれども、しかし意図的であると思われても仕方がない状況ですよ、これは。ですから本来、本人が意図的でなかつただけでとどまるんではなくて、やっぱり一步進んでね、しかしながら意図的であると思われても仕方がないと、申し訳ないという、そこまできちんと謝るべきだろうと、意図的であると思われても仕方がないんですよ。

先ほど渕本委員がおっしゃったように、懲罰委員会のほうが怖いだなんていうのは、それはそういう市民もいるでしょう。事はそんな問題じゃない。議会が不名誉を被ってる。法律をきちんと知っている人にとってみれば、議会が違法行為を行っている、そういうふうに解釈される重大な誤りを議員の会報で出しているということですよ。そんな市民一般の問題じゃないんだ、議会の問題なの。

議員の多くは、「ご挨拶」文の中の4行は非常に意図的に、先ほど森下委員もおっしゃいましたけど、自己正当化をしている。非常にそれを意図したものが読み取れる文言である。ほかにもいろいろありますよね。勝訴しましたとかね。先ほどおっしゃったように。だから、この「ご挨拶」の4文を見れば、みんなこの最初の一文が本当に何の意図もなく、単純にミスったんだというようと考えられない。客観的な条件が下にある、この挨拶文がそれを示しているというところがあるので、政治的な感覚のある議員なら、普通そのように判断する。そんな甘い渕本さんのような、そんな甘い判断を誰もしないと思うんで、ここはきっちり意見交換して確認しておくべきですよ。意図的であろうがなかろうが、これは本人は分かりませんよ。私も意図的だと客観的に見たら判断しますけどね。でも、これはもう証拠も何もない。本人が意図的じゃないと言えば、意図的じゃないんでしょう。

ただし、意図的であると思われても仕方がないという問題があるでしょう。そういうことだと思いますよ。だからそれは政治倫理でしょうと思いますよ。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 委員長の今の意図的でないとかあるとか、これは仕方がないとかいう話も出たんですけど、私は今日の弁明の中では、意図的でなかった。ミスであったという認定をしたいと、そう考えております。そして、やはり虚偽を認めるということは大きなことなんで、それを認められた。そして次の段階の訂正の検討もしています。10月31日までの任期中には自分のニュースの中でそこを明らかにします。これやっぱり大きいことなんでね。それをやっぱ受け止めなあかんと思う。私はこの政治倫理審査の中でも。

だから、確かにいろいろと言いましたいろんなことがあります。藤本委員の言われたものも、自分がその立場にあって苦労した中では、そういう思いになるのも、これもやむを得んだろうという思いで聞いてましたけども、私の中では今日はもう意図的でなかった。こういう結論にしたいと考えております。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 僕はいまいち関議員が意図的にこれを、虚偽を書く理由が全く分からないんですが、つまり虚偽をわざわざ書くってことは、真実を書くことと虚偽を書くことをてんびんにかけて、虚偽を書くことのほうがメリットがあるから虚偽を書くんですよね。じゃあ何のメリットがあるんですか。

○委員長（横尾 正信君） あなたはどう思いますか。

○委員（加藤 貴之君） 僕はメリットがないから、真実を書いてると思う。

○委員長（横尾 正信君） どうぞ副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 私はこれはいろんな意見があるだろうけども、やはり我々議員として考えたときは、特別採決で4分の3以上の賛成でもって議員が結論を出してるわけやね。これは大きなことである。一方懲罰委員会というのは、一つの方向性を示しただけの話なんだよね。こんなことを言つたら悪いけど。そやから重さは全然違う。これはメリット、デメリット、本当はそういう意識は意図的になかったと私も思つてますよ。無意識のうちに結果的にそうなったと、それは思つてるけども、さてそれと二つをてんびんにかけてどうやこうやと言つたら、これはやっぱり重さは全然違うから、だけどそれは今日のちょっと話をメリット、デメリットはあんまりしたくない。要は意図的であったか、意図的でなかったか。意図的でなかったと、こういう結論で訂正にも進んでいくと。

○委員長（横尾 正信君） それはメリットは今副委員長がおっしゃったとおりですよ。議会の特別多数議決というのを表現してませんから、それを隠してますから、懲罰委員会の決定で除名というふうに、これよく見る人が見たら違法だと思いますよ。他市の人間でこれを見たら、朝来市議会はこんな違法な除名処分しとんという話になる。だから、そういう除名処分というのは、非常に重大なものだという。議員が1人、2人が除名処分にしようと思つてできるような問題じゃない。委員会なら3人で、何らかの例えれば決定をしようと思つたらできる。委員会なら3人、それから除名は特別多数決で13人、最低でも13人の賛成がいる。

森下委員もおっしゃったように、そうそうできることじゃないというので、縮めるなら議会で除名処分になったと縮められる。懲罰委員会よりも議会のほうが遙かに文字が数少ないです。議会で除名処分になった。縮めたらそうなる。そのほうが遙かに短いにもかかわらず、議会よりも小さい概念の懲罰委員会という概念をわざわざ使って、懲罰委員会で除名処分。その理由が懲罰委員会のほうが何かイメージが強かった云々、そんなわけないでしょう。当時振り返ってみればいいでしょう。特別多数議決が成立するかしないか。非常に我々も含めて最大の関心ですよ。12人なら可決されない。13人なら可決されると、どうなるんだと1週間最大の問題で、懲罰委員会どころじゃないじゃないですよ。もう懲罰委員会はとっくに終わってる。結論を出してる。それが可決されるかどうか。13人か、12人か、11人か。それをめぐって、関議員も含めて、あなたも含めて、我々も含めて、最大の関心だったはずなんだと思いますよ。

だから懲罰委員会よりも、本会議で特別多数決になるかならんか。よう振り返ってみてくださいよ。その当時それが最大の政治的な関心ということでしょう。それをごまかしちゃいけない。特別多数決で除名になった。正しいか正しくないかは別ですよ。手続上の瑕疵はない。それを本会議で除名と書かずに縮めるなら、どさくさに紛れて都合よく切った貼ったで、本会議が懲罰委員会になつたんですか。そうそう都合よくはいかないと僕は思うんですよ。

だけど、これは副委員長がおっしゃったとおり水かけ論。これをやっても、やっぱりこれを認めた。ただし、これ認めなかつたらどうなりますかということを聞きたい。これは虚偽ではありませんというような言い訳できないでしょう。懲罰委員会で除名処分を受けた。これは虚偽ですと言う

しかないじゃないですか。事実ですって言えないでしょう。だから100%認めるしかないんですよ。これはね。

問題は、僕の思うのは関議員のほんまの政治倫理、良心が問われたのは、意図的か意図的でないかということに対して、どのような答弁するのかな。これ僕の最大の関心だった。当然意図的じゃありませんというふうに決まってる。決まってるんで、それ以外絶対言わないですよ。意図的であろうとなからうと。でもそこを本当に100歩譲って、意図的であると疑われてもやむを得ないというところまで言えるかどうか。僕はそれを見てました。

そう言わなかつたというところに、私は関議員の政治倫理のありようを見ました。というところでね、私はそこを見る。意図的であるかないかなんてそんなものはいいですよ、ということで私はそこをずっと見てました。やっぱり、森下委員がおっしゃったように、やっぱり反省していないんじゃないか。この会報の発行自体がというふうに森下委員はおっしゃったけども、そういう面は多少あるんではなかろうか。反省どころか、反撃してね、議会がいかに私を無理やり除名して、それが誤っているか。執行停止裁判と言つてますよね。執行停止裁判に勝つた。勝訴したということを「ご挨拶」の中で述べているわけですから、そこら。

そういう気持ちは分かりますよ。分かるんだけど、そこはやっぱり少し反省もあってもいいかもしないという面があるんで、そこでこの誤りなんで、この誤りに対して関さんがどういうふうに対処するのかなというのが、非常に全ての議員が注目するところですよ。僕は客観的に見てますよ。そんなにどうしても関議員をというようなことじゃない。客観的に見て、やっぱり関議員も正しいところもあるし、間違つてるとこもあるし、議会だって問題点もある。でもその中で最大限それの良心に基づいて言つたり、発言したり、行動したりしようとしてると思う。そこから判断したらどうなのかなというところじゃないでしょうか。

先ほど副委員長がおっしゃったように、大体のもう本来はなかなかあり得ない、どうやってあなたは謝罪したりするんですかということで聞いて、それに対する積極的な答えも返つてきましたよね。それらを踏まえて、この委員会で議会として取るべき措置についてどう考えるか。これをもう少し議論しますか。もうこれで打ち切りますか。どっちがいいですか。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 私が言いたいのは、やっぱりこういうところは慎重に発言していかないといけない。先ほどいやメリットはないんじゃないかという、やっぱりそういうことじゃない。メリットはすごくあるんです。大きいんです。そこを我々は理解しないといけない。つまり懲罰委員会で除名処分を受けましたというふうに言うメリットは、政治的メリットはすごく大きいんです。あるんです。それを理解しないといけない。我々は、我々みんな。それがメリットなんかあるんですか。ないんじゃないですかというのは、ちょっとそれは、だから僕はその問題を言ってるんです。だから、今日こういう議論ができたのでよかったです。

副委員長がおっしゃるように、御本人はやっぱり訂正をしないといけないというふうに思つてゐる。謝罪のほうもしないといけないというふうに思つてると、それは副委員長が言われるよう

できるだけ早くしたいというふうにおっしゃってるんで、この件の解決方法としては、それでいいというふうに思ってます。

ただ内容的なところで、議員の皆さんにしっかり今回の問題点を正しく伝えていかないといけないでしょという意味で、先ほど来の私もある発言はあるというふうに、御理解いただけたらありがたいです。

○委員長（横尾 正信君） 森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 今まで意図があったのか、なかつたのかという議論ですけども、議員の行動は大概意図があるんですよ。あって当然なんですよそんなもの。そのために議員やつとんですよ、みんな。会報を何のために発行するんだ。意図があって発行しとんでしょう。自分の支持を増やしたいという意図を持ってやってるわけですよ。そのためにいろんな文章を書くわけで、ところが、その書く文章の中に虚偽があつてはいけない。あくまでも正しく書くという、これが求められている。

ちょうど私たちも、関議員が発行されたのと日にちをほぼ同じようにして、我々の共同の会報を出しました。実際には関議員のほうが先やつたんで、ちょっと二、三日ずらしましたけども、その会報の発行に当たっては、厳しくこれは4人で正しいことだけを書くんだでということは、申合せもしとるし、それを徹底してきた。おかげさまでそのこと也有つてか、こんなことは要らんこっちゃけど、それでこそ信頼されるということなんですよ。

この情報は正しいと、神戸新聞社がうそばっかり書いとるとなつたら、誰も読みやせんでしょう。正しいことを書いてるから読むわけで、そういうことをやっぱり議員たる者ね、そこが難しいところがあるんですよ。正しい情報を自分の意図するように読んでもらえるように書くということが、これは大変難しいわけ。そこに我々は苦労しながらやつとんですけどね。

○委員長（横尾 正信君） 加藤議員。

○委員（加藤 貴之君） だから、真実を書くことが一番メリットがあるんですよね。であれば、関さんも一番自分に有利になろうと思ったら、真実を書くんじやないですか。だから、虚偽を書くことはメリットがないんじやないですか。

○委員長（横尾 正信君） そういう三段論法じゃないだろう。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） もう虚偽を書くことで、メリットを得ようとしている政治家ばっかりじゃないですか。世の中そんな人が多いです。

だから、懲罰委員会で除名処分を受けましたというのは、非常に印象操作の手段としてはメリットがある。ただそれは虚偽なので、我々朝来市議会は許しませんよという形で、わざわざこういう、たつたこれだけの文言のことで、なんでこんな小さいことでこんなに大騒ぎをしとんやということですよ。でもやっぱりそれは見過ごせないよという、見過ごすことはできません。駄目ですよって、こういう虚偽の表現は駄目ですよというふうにやってるわけです。

○委員長（横尾 正信君） 森下委員。

○委員（森下 恒夫君） この委員会に所属されてる方の大半が、懲罰委員会の委員でもありました。いやあなたは違うけど、だからその懲罰委員会で、どれだけ慎重抑制的に審査をしてきたか。そんなもん最初から除名させるなんていう前提じゃないですからね。どうやったんやと、どのが悪かったんやという調査は綿密に重ねて、最後はあれ法律によると4段階の処罰があるわけですよね。戒告か、注意かね、そういったことの1段階、1段階を検討しながら、最終的にはこれは残念やけども懲罰にするしかないなということで、多数意見になったわけです。

何も懲罰委員会が、鬼の懲罰委員会みたいに思われてるかもしれませんけど、そうじゃなくて慎重にやってきましたよと、我々はということを申し上げたんやけど、理解してくれますか。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） こういうことですか。つまり関さんの意図としては、懲罰委員会というのを前面に押し出すことによって、この懲罰委員会を悪者にしようとしている。そういうことですか。

○委員（森下 恒夫君） いやいや、例えば、彼女はそんなことは意図してないと思うよ。ただ、先ほど渕本委員が紹介されたように、世間一般ではそういうふうに思ってるよという紹介があった。その話があったんで、そう思われるとなったら大変残念だなと、そんなものじゃなくて、みんな優しき心を持った委員が時間をかけて、慎重に審査したんですよということをあえて言いたかったわけ、最後に。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） じゃあ関さんは、何を意図しようとしてるんですか。この文面で。

○委員（森下 恒夫君） それは先ほど。

○委員長（横尾 正信君） 副委員長。

○副委員長（足立 義美君） いろんな意見が出とてね、今日のちょっとあれからはみ出して、もうきつつあるんで、もう少しその辺りの枠を決めて、一つは議論していきたいなというのと、それから今の要は、懲罰委員会と本会議での特別採決との違いがどうなんですかって、加藤委員は言われてるんで、もう一遍そこについて整理をすると、懲罰委員会というのは委員も全部で6人、委員長を除いたら3人で一つの方向を決めることはできて、この報告に基づいて、本会議等でそれを参考にしながら、まだそこでは全然決まってないわけやね。一つの方向性が打ち出されてやると。

そして、除名ということはすごく重たいことなんで、特別採決という制度を取ってます。4分の3以上の賛成が必要です。全部で朝来市議会は18名ですから、4分の3を満たそうとすれば、13名の賛成がなかつたら、12名では除名にならないわけで、それはすごく一人一人の議員の判断の重さというのがある。一方、懲罰委員会というのは、それこそ3名でそれは一つの意見を述べただけ、一方はすごい重たい判断をそこで下した。それが13名であった。

だからやっぱり違うと思う。ただ、こういう話は今日の中心じゃない。この話は要は意図的であったか、なかつたかと、私はこれは意図的でなかつたと言ってる。だから、意図的でなかつて、なおかつ訂正も最初は検討したいやつたけど、もう少し踏み込んで聞いたところ、10月31日までには任期中には訂正をしますと、ここまで踏み込んで話が出てるんで、それを踏まえてこの政倫審の

一つの方向づけをしましょうかと、私は言っています。

○委員長（横尾 正信君） そういうところにしておきましょうかね。

意図的であれば、言い訳は非常に緻密になるし、いろんな前提条件をつけたりして、のらりくらりりますよ、基本的にはね。全く意図的でなければ平謝りですよ。今これだけの重大な、結果として副委員長がおっしゃったような、議会がこんなことがあるわけないやんという、できるわけないやんという、大きな誤りを結果として、自分は意図してないのにこんな文章を一文書いてしまったとすれば、平謝りでしょう。申し訳ない、申し訳ない、申し訳ないでいきますよね。

その際に、当然意図的に思われてもしようがないと、そこまでの大きな誤りやということなんですよ。それを何回も言いますよ、それを言えるか、言えないかなと思って、僕は見てただけですね。足立さんほど単純じゃないですからね。そんなにもう少しきちんと読みますから、政治家がそんな単純なはずはないということですから、それはそれでいいでしょう。

問題は、意図しようがしまいが、この一文の誤りは大きな誤りですよ。議会にとって特に、市民にとったらどっちか分からんから、それはそれでいいかもしない。議会にとって非常に大きな誤りということなので、どういう何らかの措置を本人も認めてますから、措置をしなきゃいけないということで、これは今日は時間時間がないんであれですけども、方向性としては措置としては、まず議場での謝罪、これは当然でしょう。及び撤回ないし、訂正ということを何らかの方法で、本人のできる方法でやってもらうしかないと、本人ができる方法としては、近々次回の会報を発行したときに、しかるべきスペースを取って訂正を告知しますと、こういうような既に本人はそういう意向を示しますから、それでいいんじやなかろうかと、その方向での訂正の告知、訂正・撤回との告知を行うというぐらいのことかなという。

再度議員辞職勧告とかね、そういうところにまでいかなくて、この程度の措置であれば本人が了解していることですから、それでもいいのかなというのが今の流れかなと思いますけども、いやいやそれじや甘いという御意見等がなければ、その方向で考えたらいかがでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は関議員本人が過ちを認められたということと、十分反省されている。

それから、しかるべきに訂正もしたいということなので、私は議長による指導が適當だと考えます。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 今委員長からは、議場での謝罪、それから関議員の議会ニュースで訂正する。そのぐらいの方向でしたらどうかというのが一つされました。それから渕本委員のほうからは、そこまでしなくとも本人が誤りを認めた上で訂正もすると、ここまで言ってるんやから、議長の今回は注意ぐらいなことが相当ではないかと、こういう話があったんで、どちらに落ち着くかは分かりませんけども、議場で謝罪、議場での注意、これを議場での注意じゃなくして、議長の注意ね。議長の厳重注意というのか、そんなイメージだと思うんですけど、その辺りでこの政倫審の一つの方向づけしていったらどうかなと、もうちょっと、その辺りをどっちがいいかということも

含めて、この中で話をし合って、いやそれだったらこういう方向でいこうかとかね、そんな話でいたらどうかなと思います。

どちらにあっても、報告を速やかにして、9月議会に報告してきちんとこの問題はその段階で整理がつきましたと、こういう形にしていきたいと思います。

○委員長（横尾 正信君） 措置については、全会一致ということにならないようですから、今日は二つの意見があるということで、これで打ち切っていきたいと思います。

この措置について、それぞれの委員に再度検討いただいて、次回の会議で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） では、そのようにさせていただきます。

次の委員会は、暫時休憩をお願いいたします。

午後4時33分休憩

---

午後4時36分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは委員会を再開いたします。

次の日程でございますが、9月2日の午後の13時半から開会したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

それでは本日の日程は全て終了といたします。

これで終わります。御苦労さまでございました。

午後4時37分閉会

---